

アフリカ文庫設置 20 周年記念講演会

アフリカにおける人権について —成果と展望—

El Hadji Mbodj* 福田 邦夫（訳）‡

明治大学図書館ではアフリカ文庫設置 20 周年を記念して、1998 年 10 月 19 日（月）に記念講演会を開催しました。1979 年に国賓として来日されたセネガル共和国の大統領サンゴール氏に明治大学は名誉博士の学位を贈り、大統領からは献辞本が寄贈されました。アフリカ文庫は、この献呈本から始まり、現在ではアフリカ関係の資料 8600 冊以上（2000 年 1 月 26 日現在）を数える一大コレクションを形成するまでになりました。記念講演ではセネガルのダカール大学（Université Cheikh Anta Diop de Dakar）法学部教授、同大学人権平和研究所所長であるエル・ハジ・ムボジ先生をお迎えして「アフリカにおける人権について—成果と展望—」というテーマで行いました。

講演会の開催に尽力され、講演会では通訳を担当された本学商学部教授福田邦夫先生により、講演会の内容を翻訳していただきました。（編集部）

本日は、こうして明治大学図書館並びに明治大学図書館アフリカ文庫選定委員会のご招待を得ましたこと、深くお礼申し上げます。この度、私が夢にまで見た日本を訪れることができましたのは、明治学院大学国際平和研究所主催のアフリカ・ワークショップに招待していただいたからであり、同研究所所長の勝俣先生にも、この場をお借りしてお礼を申し上げなければなりません。

また、何よりも日本において最も伝統と権威ある明治大学アフリカ文庫にこうしてお招きいただきましたこと、心から嬉しく存じております。明治大学アフリカ文庫には、わが国の元大統領であり、かつ詩人としても世

*エル・ハジ・ムボジ/ダカール・シェイク・アンタ・デオプ大学法学部教授

‡ふくだ・くにお/商学部教授/貿易論

界的に著名なサンゴールのコレクションがございます。かくもわが国に大きな関心を寄せていただいているこの明治大学でお話をさせていただくことに、重ねてお礼申し上げたいと思います。

先ほど、図書館長の後藤先生[§]、そしてアフリカ文庫の高田先生[¶]のお話にもありましたように、私もセネガルと日本、なかでも明治大学とダカール大学の間におきまして、今後、文化、学問領域における協力関係を打立てていきたいと考えております。この明治大学には素晴らしいアフリカ文庫がございます。しかし、アフリカと明治大学、セネガルと明治大学の間には具体的な協力関係はございません。私は、帰国いたしましたら両国間における学問研究の分野における協力関係を築くために尽力いたしたいと考えております。

アフリカと外部世界との関係を見ますと、ヨーロッパ諸国およびアメリカとアフリカは多様な関係をもっておりますが、日本との関係はきわめて希薄であり、是非ともこうした関係を改め、アフリカと日本の関係を深めて行かなければならないと痛感しております。

さて本日、私に与えられましたテーマは、「アフリカにおける人権」でございます。ご承知のように、アフリカの多くの国は、1960年代初頭に独立を達成いたしました。しかし、独立当初の段階において、残念ながら人権は余り重要視されていたとはいえません。それには以下3点の理由があると考えられます。

まず第1に、独立直後のアフリカにおける大きな課題は、長期間におよんだ植民地支配の遺制を除去することでありました。また、この時期に多くのアフリカ諸国が独立を達成したとはいえ、アフリカは全体として植民地支配から完全に脱却しておらず、南アやローデシア、サオトメ・プリンシペにおいては激しい反植民地闘争が展開されておりました。

こうしたなかで1963年にエチオピアの首都アジス・アベバで設立されましたアフリカ統一機構（OAU）は、同機構設立に際してアフリカ統一機構の憲章を採択いたしました。しかし、OAU憲章は、完全なる領土主権および民族自決権の確立、一次産品に対する主権の確立等には触れてい

[§]後藤総一郎/前図書館長/政治経済学部教授

[¶]高田勇/文学部教授

ますが、人権には興味を示しておりません。

第2に、当時の段階において、アフリカ諸国は独立に際して憲法を制定し、独立国家の様相を整えました。そして憲法の条文の中に人権に関する規定条項を盛り込みました。がしかし、これは西欧諸国の憲法を模写したものであり、何らアフリカの歴史や現実に適したものではなく、したがって現実課題としての人権擁護には余り有用なものではなかった、といえます。

第3に、当時の段階におけるアフリカ諸国は、専制的独裁政治や開発至上主義が隆盛をきわめており、人権が保障されてこそ開発が実現できる、人権は開発の武器である等という考えは不在であった、ということが挙げられます。

このことは、先ほど申し上げましたように、アジス・アベバで採択されたアフリカ統一機構の憲章も同様であり、人権擁護の重要性については何ら言及していません。

繰り返しますが、独立当初の段階において、多くのアフリカ諸国では憲法の中で人権擁護の必要性は謳われていたとはいえ、それはあくまでも、独裁政治、開発至上主義の下に人権は従属した形で認められていたにすぎなかった、ということでもあります。

こうしたなかで、アフリカにおける人権問題が注目されるに至ったのは、国際環境の変化に起因するものと考えられます。それは1970年のカーター政権の誕生であり、カーター政権が展開しました人権外交の影響のもとで、アフリカにおける人権問題が注目されるに至ったのであります。こうしたなかで、アフリカ統一機構を中心に人権擁護に関するダイナミックな動きが生まれ、アフリカ統一機構は、将来的にアフリカ人権委員会を設立し、さらにアフリカ人権裁判所を設立することを決定いたしました。

具体的には、1979年にリベリアの首都モンロビアで開催されましたアフリカ統一機構首脳会議におきまして、多くの専門家を結集して人権憲章を作成することが決定されました。

そして1981年にナイロビで開催されたアフリカ統一機構首脳会議は、人権憲章を採択しました。この人権憲章は、1986年までにはほとんど全ての国の議会において批准されました。

人権宣言の性格を規定するならば以下3点に特徴があると思います。その1は、同憲章は人権を誰にも譲渡不可能な権利として認め、同時に人民としての権利と結合してその重要性を謳っていることであります。第2は、人権を誰しもが持っている権利として認めると同時に、人民の義務も重要な条項として課していることであります。

第3に、人権尊重を基礎とした上において社会・経済開発の重要性を謳っていることであります。

さて、先に述べました第1の性格ですが、これは、人権を人民が持つ譲渡不可能な権利として認めたものであり、世界人権宣言や1789年のフランス人権宣言、1776年のアメリカ合衆国の独立宣言に照応するものであります。

あらゆる個人は譲渡不可能な人権を持ち、これは人民としての基本的権利の範疇に属するということが明記されております。さらに、国家は人民によって構成されるということも明記されています。

が、しかし誰が人民の名のもとに人民の人権を擁護するか、という点になると、大変曖昧な点が多々あります。先に指摘しました第2点ですが、人権憲章は権利と義務を抱き合わせて規定しています。個人の権利と義務に関する規定条項の関連を検討してみますと多くの矛盾点があります。た

しかにこの規定条項は国際法に照応したものであるということが出来るかもしれませんが、アフリカ人権宣言は、権利は義務と切り離せない、としています。要するに義務条項を子細に検討してみますと、個人に認められている権利は、国家によって許容された範囲内において、しかも国家によりコントロールされた範囲内においてのみ認められているものであり、人権が国家により多く規制されるという点に問題があります。

具体的に申しますと人権宣言第11条におきましては、政党結成の自由、つまり集会・結社の自由が謳われております。しかしながら第21条におきましては国民の連帯、団結が義務条項として規定されています。つまり、国家に対しては個々人を国民として統合する義務を課しております。すなわち国家は秩序を維持するためには国民を拘束し、さらに国家が危機に直面した際には国民を団結させしめる権利を認めております。団結または連帯の義務条項は一党支配に基づく政治をも容認することになり、第11条との間には大きな矛盾があります。

次に第3点ですが、先にも触れましたが、人権憲章は開発権を人権のひとつとして認めております。つまり人権憲章には、開発至上主義者の考えが浸透しており、人権は国家の経済開発の手段として位置づけられています。経済開発手段として国家が人民の財産を国有化することも、開発権のひとつとして認められているということでもあります。

つまり、人権憲章に盛り込まれている個々人に認められている人権の規定条項と人民に課されている義務条項の間には曖昧な点が多く、どれが人権であり、どれが義務なのか判別することは困難である、と言わざるをえません。明治学院大学の森本教授ともこの点に関して論議いたしました。アフリカには人権をめぐる、3つの世代における人権理解に大きな隔たりがあり、それが混在しているのであります。先ず第一世代ですが、これは独立を達成した世代であり、独立直後に解釈された人権理解とは古典的な人権理解の世代に基づく人権であります。第二世代の人権理解とは、経済開発を基軸とした人権理解の世代であります。そして、現在の世代、つまり第三世代におきましては人権を開発と環境に結合して主張する、または生存権を軸として主張する等、人権を如何に捉えるかという点に関しては大きく理解が変容しております。

人権憲章で規定されている人権条項、義務条項、国民連帯の義務、国家事業への参加の義務、長兄を敬う義務、伝統的文化を尊重する義務等、多くの矛盾があることも指摘しておかなければなりません。

さてアフリカ統一機構首脳会議において人権憲章が採択され、これを各国の議会が批准した、ということは先ほど申し上げましたが、こうしたなかで、アフリカ統一機構首脳会議において、人権委員会が正式に設立されました。人権委員会は11人のメンバーにより構成されており、このメンバーは首脳会議において選出され、任期は6年となっております。そしてこの人権委員会は、任期2年で副委員長および各種の専門委員会を任命・設置し、人権擁護に関する様々な活動に取り組んでおります。現在、人権委員会の議長は、セネガルの憲法評議会議長のウンガイ議長が務めており、本部はガンビアの首都に置かれております。人権委員会のメンバーはきわめて有能かつ優秀であり、人権に関する啓蒙活動、各国の人権に関する法律の評価、情報収集等、精力的な活動を行っております。そして何よりも国家による人権蹂躪を赦さない、という姿勢を貫いています。

ある国で人権が著しく蹂躪されているとしますと、人権委員会は、調査団を派遣して現地のNGO（非政府組織）等と協力して状況を調査します。しかし調査報告書は、秘密厳守を原則としており、一般公開されることなく、アフリカ統一機構首脳会議に提出されることになっております。

現在、人権委員会に対して国際的な批判が行われております。それは人権委員会の権限が限定されており、何ら執行権を有していないからであります。1979年に開催されましたアフリカ統一機構首脳会議では、人権委員会ではなく、執行権あるいは制裁権のある人権裁判所を設立すべきか否かに関して討議が行われましたが、首脳会議は人権裁判所の設立を拒否し、同委員会の存続を決議しております。

ところで制度的側面だけではなく、先に申し上げましたアフリカ人権憲章にも修正すべき点が多々ありますし、人権擁護に関しては文面のみで謳われているにすぎず、人権擁護という中身が実態化されていない、という問題もあります。またアフリカ人の日常的な生活意識の中で人権に関する意識がどれほど確立されているか、という点にも大きな問題があります。真の意味で人権が擁護されるためには、アフリカ各国の政府だけではな

く、NGOに代表される多くの民間機関が人権を守るために必要とされる様々な活動を精力的に展開することが大切であり、私自身、アフリカにおいて人権が正統性を確立できるようにと願いつつ、人権・平和研究所で活動しています。

以上をもちまして私の話を終わります。ご静聴ありがとうございました。

質疑・応答

ミランガ医学博士（コンゴ民主共和国） 興味深いお話、ありがとうございました。日本ではアフリカで生起している事件は余り知られておりません。こうした日本で、先生のお話を拝聴すると、現実のアフリカに対する大きな誤解を生むのではないかと懸念しております。というのは、ムボジ先生のお話は人権憲章を中心としたお話であり、しかも余りにも理論的な側面を強調されすぎたのではないかと思います。

確かに人権憲章はそれなりに優れた内容をもっていますが、アフリカの政治指導者、ならびに国会議員の99%は、人権憲章を一度も読んだことがない、というのが現実ではないでしょうか。日本でも時々アフリカのニュースが伝えられますが、人権蹂躪どころか、シェラレオネやリベリア、そしてルワンダ等では多くの少年が軍隊に駆り出されたとか、虐殺が日常化している現実、余りにも悲惨な事件が続発しております。理論は理論にしかすぎません。人権憲章を実行に移すのは政治家の任務であります、アフリカの政治家は人権には何ら関心を抱いていない。

人権擁護を実態化するためには、現在の政治体制を変革する以外に方策はないのではないかと考えますがムボジ先生は如何お考えでしょうか？

つい最近、日本でも報道されましたが、ベルギーに滞在中のニジェールの若い女性が飛行機の中で自殺しました。彼女はニジェールにいる両親の命令により、同じニジェールで生活している見も知らない男性と結婚しなければならなくなりました。彼女は両親の勧める結婚を拒否しましたが、ベルギー政府は彼女の両親の要求を受入れて、彼女をニジェールへ強制送還しようとしていました。ベルギーの法相は辞任に追い込まれましたが、アフリカでは親による子殺しが未だに公然と行われています。アフリカでは路上において軍や警察が平然と市民を殺害しており、軍や警官は罪を問われ

ていません。アフリカでは暴虐としか命名できないような政治体制が敷かれており、アフリカの国会では人権に関する論議など一切行われていないというのが現実ではないでしょうか。独裁政治のもとでどうして人権が擁護できるのか？

ムボジ先生 貴重な意見ありがとうございました。私が申し上げましたのは、アフリカでは、法的側面から人権擁護の動きが活発になりつつある、ということでもあります。確かに99%の政治家が人権憲章に眼を通していない、というのが現実かもしれません。しかし、アフリカでは少しずつ変化が生じています。つまり以前のような独裁的な政治体制に反対する新たな世代、若い世代が台頭しつつあるということでもあります。若い世代は多くの人々の渴望を表現し、人権は生存権の基本的要素であると確認し、政治の民主化に取り組んでいます。60年代、70年代、80年代にアフリカに君臨していたボカサやアミンのような暴君の時代は過去のものとなりつつあります。軍隊の内部にも独裁政治に反対する動きがあります。

アフリカの国会議員の多くは、確かに人権憲章の存在すら知らない者が多くいるかも知れません。これは否定し難い事実であります。こうしたなかで、アフリカの人々のメンタリティーを変えることが大切であり、理論と実践を結合する必要があります。アフリカ人権委員会の中には、アルジェリアのモハメッド・ベンジャマーナのような優れた法律家が活躍しており、国際舞台においても著名な専門家が多く、日夜、人権擁護の確立を目指して活躍しております。確かに博士が指摘されましたように、人権憲章においては子供の人権擁護の重要性が謳われております。がしかし、子供の人権は実際には守られていない。コンゴ、リベリア、ルワンダ等を見れば、人権どころの話ではありません。だが、アフリカには人権を擁護する組織としては人権委員会しかない。人権委員会はアフリカ各国の首脳の諮問組織的性格しかもっていない。つまり人権を蹂躪した国あるいは者に対する制裁権限は一切ありません。また制裁を行使する憲兵国家もありません。国際舞台においては米国が憲兵としての役割を果たしておりますが、こうした国家はアフリカにはないのです。しかし、わが国は最近隣のギニア・ビサウに軍事介入致しました。それは、ギニア・ビサウの政情が

異常な状況に陥ったからであり、わが国はギニアの政情を正常化することを目的に軍事的介入したのでありますが、いずれにしましてもアフリカは国際的な制裁が行使されない状況に置かれています。

先に申し上げましたが人権憲章を擁護するために国際的な圧力が必要である、人権裁判所の設立が必要である、という考えも存在しておりますが。

(この他にも多くの質問がありましたが紙面の都合上割愛させていただきます。)